

一般事業主行動計画

令和３年４月１日

株式会社 友岡組

社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間 令和３年 ４月 １日～ 令和８年 ３月 ３１日までの５年間

２．内容

目標１：所定外労働時間の削減を図るため、ノー残業デーを設定実施する

<対策>

- 令和３年４月 所定外労働の現状を把握し、問題点を抽出し検討する
- 令和３年４月～ ノー残業デーの設定と実施
管理職への研修と社内広報誌等による社員への周知

目標２：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や相談窓口を設け情報提供を行う。

<対策>

- 令和３年 ４月 法に基づく諸制度の調査と相談窓口の設置について検討
- 令和３年 ５月～ 制度に関するパンフレット等を作成し社員に配布
- 令和３年 ５月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標３：年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間１０日以上目指す。

<対策>

- 令和３年４月 前年度年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和３年４月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に早期に行う
- 令和３年４月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和３年４月～ 所属長を通じての社員への周知を行う